



2017年 4月7日

報道関係者各位

連合の日「クラシノソコアゲ応援団！RENGOキャンペーン」街頭行動の実施について

連合は、「働くことを軸とする安心社会」の実現に向けて、すべての勤労者の「底上げ・底支え・格差是正」を求め、生活者の安心・安定・住みよい街づくりに向けた政策制度要求の取り組みを進めています。

西湘地域連合は、毎月21日を「連合の日」として設定し、「暮らしの底割れや格差の拡大防止」「働き甲斐のある仕事（ディーセントワーク）」「安心、安全に暮らすためのセーフティーネット」「長時間労働の見直しや職場環境の改善」等をテーマに労働法制改悪の動きも含めて、「クラシノソコアゲキャンペーン」を展開し、街頭で「なんでも労働相談ダイヤル」の紹介など未組織労働者・非正規労働者へ精力的に呼びかけています。

今月も平塚駅頭にて「クラシノソコアゲ応援団！RENGOキャンペーン」の街頭行動を行います。

ご多忙のところとは存じますが、趣旨をご理解の上、取材にお越し下さいようお願い申し上げます。

記

1. 実施日時：2017年4月21日（金）18：00～（1時間前後の行動）
2. 場 所：平塚駅北口
3. テー マ：「STOP！長時間労働」
4. 内 容：街頭で連合神奈川役員、協力議員有志、地域連合役員によるマイクラリーによる訴えかけ及びビラ（連合神奈川作成）の配布

※ 雨天中止

以上

《問い合わせ先》

西湘地域連合 事務局次長（専従） 諸星 尚文

TEL 0463（25）1177

FAX 0463（25）2408



STOP! 長時間労働

連合なんでも
労働相談ダイヤル

相談
無料

秘密
厳守

携帯
スマホ
OK

いこうよ れんごうに

0120-154-052

日本労働組合総連合会 神奈川県連合会(連合神奈川)

日本のフルタイム労働者は、年間平均
2000時間を超えて働いています。
長時間労働やストレスなどが原因で、心やからだ
が不調になるケースも見られます。
自分や大切な家族を守るためにも、長時間労働
を是正し、誰もがいきいきと暮らす
ハッピーライフを実現しましょう。



Q1 週40時間、1日8時間を超えて働くことはありますか？

A1：法律で定められている労働時間の上限は、週40時間、1日8時間です。

これ以上長く働かせるには、労使協定(36協定)の締結と労働基準監督署への届出が必要です。また、法定労働時間を超えて労働させたり、深夜・早朝(午後10時～午前5時)に労働させたりする場合は、残業代(割増賃金)を支払わなくてはなりません。

【労働基準法第32条】 使用者は、労働者に、休憩時間を除き、週間について四十時間を超えて、労働させてはならない。

②使用者は、一週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き、一日について八時間を超えて、労働させてはならない。

法定労働時間

40^{時間}/週
8^{時間}/日

Q2 36協定をご存知ですか？

A2：36協定とは、「時間外・休日労働に関する協定」のこと。労働基準法第36条に規定されていることから36(さぶろく)協定と呼ばれています。

過半数を組織する労働組合がある場合は、その労働組合と会社の間で、月に何時間、年間で何時間まで残業するのかを決めて、労働基準監督署に届け出なくてはなりません。

あなたの職場では36協定は結ばれていますか？



さぶろくきょうてい
36協定

法定労働時間を延長して働く場合は、労使協定の締結・届出が必要

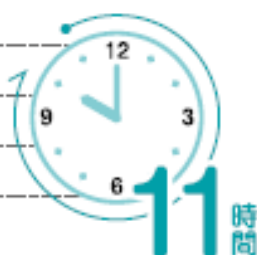
Q3 「勤務間インターバル規制」をご存知ですか？

A3：勤務間インターバルとは、健康確保とワーク・ライフ・バランスの実現のために、勤務終了後、次の勤務までに一定の休息時間を確保する制度です。

例) 勤務間インターバルが「11時間」の場合

夜11時まで残業したら、

11時間後の翌朝10時までは出勤しない。



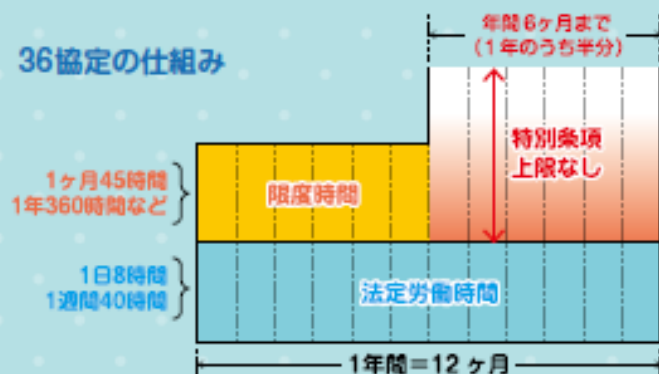
連合は、長時間労働を是正するために以下の2つを求めています！

1 これ以上は働かせてはならない残業時間の上限を法律で定めること

36協定には、1ヶ月45時間、年間360時間などの上限時間の基準がありますが、あくまで目安なので、法的な強制力がありません。実際には残業時間は上限がなく、青天井であるのが現状です。

長時間労働を是正するために、「これ以上は絶対に働かせてはならない」残業時間の上限時間数を、法律で定める必要があります。

36協定の仕組み



2 休息時間(勤務間インターバル)規制を法律で定めること



生活に関する相談は・・・

ライフサポートセンター

フリーダイヤル なやむ ことなく
0120-786-579

月～土曜日 AM10:00～PM6:00

Eメール相談 sodan@lifesupport-kanagawa.net

FAX 相談 0463-72-8908

無料窓口相談 (相談日・時間はあらかじめ、ご予約をさせていただきます)

○法律相談 ○多重債務相談 ○労働相談 ○住まい暮らし
弁護士・司法書士・税理士など専門家が相談に応じます

ホームページ: <http://www.lifesupport-kanagawa.net/>